

付 議 予 定 追 加 案 件 一 覧 表

- 1 議案第35号 行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第36号 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第37号 令和8年度行橋市一般会計補正予算について

議案第35号

行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市学校給食費条例の一部を改正する条例（案）

行橋市学校給食費条例（平成25年行橋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（給食費の不徴収等）

第3条 給食費は、徴収しない。ただし、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等が規則で定める給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額については、市長は、当該保護者等から給食費として徴収する。

2 前項ただし書において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の行橋市学校給食費条例の規定は、令和8年度分以後の給食費について適用し、令和7年度分までの給食費については、なお従前の例による。

議案第36号

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例の一部を改正
する条例を別案のとおり制定する。

令和8年3月3日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例の
一部を改正する条例（案）

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例（令和6年
行橋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年7月31日」を「令和12年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

令和8年度行橋市一般会計補正予算について

令和8年度行橋市一般会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和8年3月3日提出

行橋市長 工藤政宏

令和8年度 行橋市一般会計補正予算 (第1次)(案)

令和8年度 行橋市一般会計補正予算（第1次）（案）

令和8年度行橋市の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額31,662,747千円から歳入歳出それぞれ42,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,620,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日 提出

行橋市長 工藤 政宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 分担金及び負担金		425,041	△135,925	289,116
	1 負担金	425,041	△135,925	289,116
15 使用料及び手数料		816,537	△60,986	755,551
	2 手数料	561,024	△60,986	500,038
16 国庫支出金		7,775,473	△1,569	7,773,904
	2 国庫補助金	788,381	△1,569	786,812
20 繰入金		1,015,930	155,772	1,171,702
	2 基金繰入金	948,580	155,772	1,104,352
歳入合 計		31,662,747	△42,708	31,620,039

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 衛生費		2,388,446	△4,696	2,383,750
	2 清掃費	1,832,766	△4,696	1,828,070
10 教育費		2,922,858	△38,012	2,884,846
	3 中学校費	278,716	△38,012	240,704
	5 保健体育費	983,292	0	983,292
歳 出	合 計	31,662,747	△42,708	31,620,039

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金	425,041	△135,925	289,116
15 使用料及び手数料	816,537	△60,986	755,551
16 国庫支出金	7,775,473	△1,569	7,773,904
20 繰入金	1,015,930	155,772	1,171,702
歳 入 合 計	31,662,747	△42,708	31,620,039

(歳 出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,388,446	△4,696	2,383,750	0	0	△60,986	56,290
10 教育費	2,922,858	△38,012	2,884,846	△1,569	0	△135,925	99,482
歳 出 合 計	31,662,747	△42,708	31,620,039	△1,569	0	△196,911	155,772

2. 歳入

(款) 14 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費負担金	180,800	△ 135,925	44,875	1 給食費負担金	△ 135,925	小・中学校給食費
計	425,041	△ 135,925	289,116			

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生手数料	527,768	△ 60,986	466,782	2 清掃手数料	△ 60,986	ごみ処理手数料
計	561,024	△ 60,986	500,038			

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金	94,569	△ 1,569	93,000	2 中学校費補助金	△ 1,569	特別支援教育就学奨励費補助金
計	788,381	△ 1,569	786,812			

(款) 20 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	948,580	155,772	1,104,352	1 基金繰入金	155,772	財政調整基金
計	948,580	155,772	1,104,352			

3. 歳出

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 ごみ処理費	215,432	△4,696	210,736	0	0	△60,986	56,290	11 役務費	△4,696	手数料
計	1,832,766	△4,696	1,828,070	0	0	△60,986	56,290			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	86,406	△38,012	48,394	△1,569	0	0	△36,443	19 扶助費	△38,012	教育扶助費
計	278,716	△38,012	240,704	△1,569	0	0	△36,443			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食費	831,932	0	831,932	0	0	△135,925	135,925			財源更正
計	983,292	0	983,292	0	0	△135,925	135,925			